



松戸市きれいな街づくりのための活動 市内3団体に感謝状贈呈

本市では、環境美化に対する意識の醸成ときれいな街づくりへの取り組みの促進を目的としてきれいな街づくりに功労のあった団体・個人に対して感謝状等を贈呈しています。

令和3年度は、美化衛生部門で3団体を表彰し、感謝状等を贈呈しました。長年にわたり「きれいな街づくり」に献身的に取り組み、活動をされた功績を称えとともに今後の取り組みの励みにしていただき、1人でも多くの方が「きれいな街づくり」の活動に興味を持ち、取り組まれることをご期待申し上げます。

なお、例年実施している松戸市きれいな街づくり功労感謝状贈呈式は、今般における新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、中止とさせていただきます。

【表彰団体】

1. グリーンハイツ牧の原住宅管理組合みどり会エコクラブ

活動場所 牧の原緑地、牧の原2-6の一部

活動状況 草刈り（年2～3回）、
花の植替え（年4回）、
花壇日常管理

活動年数 11年

所属人数 16人



2. 岩瀬自治会

活動場所 岩瀬自治会内2か所(岩瀬71番2地先、岩瀬160番地先)

活動状況 町会の方々が、入れ替わりで春から冬まで毎日活動している。
元々ゴミだらけの荒地だったところを見事なお花畑へと生まれ変わらせた。

活動場所は道路に面しているため、道行く人たちに潤いと微笑みを与えている。

活動年数 8年

所属人数 20人





やさシティ、まつど。
matsudo

3. ふれあいクラブ

活動場所 松戸市六実支所、六実市民センター敷地内外および花壇等

活動状況 支所・市民センターの敷地内外の広範囲な植え込みの土壌改良、花の苗の植栽等を行っている。みどりと花の基金からも表彰され、施設の美化と訪れる人々への安らぎに寄与している。

活動年数 4年7ヶ月

所属人数 4人



【発足年度および受賞者数】 ※昭和51年度～令和2年度

発足年度 昭和51年度

受賞者数 (個人) 492名、 (団体) 266団体

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市環境部環境政策課 ☎047-366-7089

FAX 047-366-8114 ✉ mckanky@city.matsudo.chiba.jp

松戸市きれいな街づくり功労に対する感謝状の贈呈基準

1 目的

この基準は、きれいな街づくりのための活動を長期にわたり続けている個人又は団体に対し、感謝状等を贈呈することにより、その功績を称え、きれいな街づくりの推進に資することを目的とする。

2 贈呈対象

贈呈の対象は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人・・・松戸市民であること。
- (2) 団体・・・松戸市内の町会・自治会・その他団体であること。

3 贈呈基準

贈呈の対象となる活動内容及び活動期間等は、以下の各号に掲げるものとする。

(1) 活動内容

種別	部門	活動内容
地域環境 功労者	清掃	多年にわたり継続的に公共の場所等の清掃を実施し、その成果や功績が顕著で他の模範となること。
	美化衛生	多年にわたり継続的に公共の場所等の環境美化・公衆衛生等の活動を行い、その成果や功績が顕著で他の模範となること。

(2) 活動期間等

対象者	活動期間	活動回数
個人	概ね3年以上	概ね月2回以上
団体	概ね3年以上	概ね年6回以上

(3) 再贈呈について

過去に贈呈を受けた個人又は団体が再度対象となるには、前回贈呈を受けた時から3年以上が経過していることを必要とする。

4 活動期間の基準日

活動期間の算定については、当該年度の12月1日を基準とする。

5 推薦者

- (1) 推薦は、町会・自治会の長、松戸市地区環境美化組織連合会の長及び所属長

が行うものとする。

- (2) 推薦にあたっては、松戸市きれいな街づくり功労表彰推薦書（第1号様式）及び活動中の写真（活動内容が分かるもの）を提出するものとする。
- (3) 推薦は、原則、1個人又は1団体とする。
- (4) 提出された書類等については、原則として返還しないものとする。

6 被贈呈者の決定

- (1) 被贈呈者の決定については、松戸市きれいな街づくり功労表彰委員会（以下「委員会」という）が行うものとする。
- (2) 委員会は、提出された松戸市きれいな街づくり功労表彰推薦書及びその他提出された書類等について確認を行い、被贈呈者を決定する。

7 委員会の構成

委員会は、環境部長を委員長とし、環境部の所属長以上の職にある者を委員とする。

8 贈呈の方法

被贈呈者には、感謝状等を贈呈する。

9 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。